

議案第16号	三田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
防災安全課	新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき設置する三田市新型インフルエンザ等対策本部について、同法第37条の規定に基づき必要な事項を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。
<p><b>【趣旨】</b> 平成24年5月11日に公布された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、条例の制定を行うものである。</p> <p><b>【関係法令】</b> 新型インフルエンザ等対策特別措置法（伝染病は対象とならない）</p> <p><b>【内容】</b> 政府の新型インフルエンザ等対策本部長（内閣総理大臣）から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、市長は、市行動計画で定めるところにより、直ちに三田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置しなければならない。（対策特別措置法第34条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対策本部メンバー（第2条関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対策本部長（市長）</li> <li>(2) 副本部長（副市長）</li> <li>(3) 本部員（教育長、消防長その他部長等）</li> </ul> </li> <li>●会議（第3条関係） <p>対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて、対策本部の会議を招集する。</p> </li> <li>●部（第4条） <p>本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。</p> </li> <li>◆市の主な措置対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民への予防接種</li> <li>(2) 埋葬・火葬の実施</li> <li>(3) その他、国・県との連絡調整及び指示等への対応</li> </ul> <p>※具体的な対応等は、別途策定予定の行動計画により行う。</p> <p>（国・県の行動計画の策定を受けて策定）</p> </li> </ul> <p><b>【スケジュール】</b></p> <p>対策特別措置法の施行（三田市条例の施行）⇒政府行動計画（新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画）の策定⇒指定地方公共機関の指定（兵庫県知事）⇒兵庫県行動計画（兵庫県新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画）の策定⇒三田市行動計画（三田市新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画）の策定</p> <p><b>【施行期日】</b> 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日（法律の公布の日（平成24年5月11日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日）←当該施行日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日から施行</p>	